



平成 24 年 8 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社テー・オー・ダブリュー
代表者名 代表取締役社長兼
最高執行責任者 (COO) 江草 康二
(コード番号：4767 東証第一部)
問合せ先 常務取締役兼執行役員管理本部長
木村 元
T E L 03-5777-1888

新株予約権を用いた株式報酬型ストックオプションに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役に対してストックオプションとしての新株予約権を付与するために、当社の取締役報酬枠のうち、ストックオプションとして付与する新株予約権に関する報酬枠を、現行の年額 10 百万円以内から年額 20 百万円以内に拡大する旨の議案を、当社第 36 期定時株主総会に上程する旨決議致しましたので、お知らせ致します。なお、議案の内容の詳細は以下の通りです。

記

当社の取締役の報酬等の額は平成 17 年 9 月開催の第 29 期定時株主総会において年額 400 百万円以内とする旨ご承認頂き、平成 20 年 9 月開催の第 32 期定時株主総会において上記の報酬枠のうち年額 10 百万円以内の部分を取締役に対してストックオプションとして新株予約権に関する報酬等の額に割り当てる旨ご承認いただき今日に至っております。当社は、当社の役員報酬と業績と連動をさせ、株主重視の経営意識を高め、長期的な業績向上への意欲を高めることを目的として、株式報酬型ストックオプションを取締役に付与していましたが、今般新社長に就任しました江草康二につきましても、株式報酬型ストックオプションを付与することを企図しております。つきましては、当社の取締役の報酬枠のうちストップオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を現行の年額 10 百万円以内から年額 20 百万円以内へ拡大することにつきご承認をお願いいたしたいと存じます。なお、当社取締役等の報酬枠全体の金額には変更はございません。

ストックオプション付与の具体的な方法につきましては、大要下記の内容の新株予約権

を発行し、ご承認頂いた報酬枠の範囲で支給される、行使期間開始日までの間の対象者の報酬請求権と新株予約権の公正価格に相当する新株予約権の払込金額（発行価額）の払込債務とを相殺することをもって、ストックオプションを付与することを予定しております。この場合の新株予約権の公正価格はオプション評価理論に基づき算定したオプション価値を下回らない額とします。

記

当社取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権は以下の内容と致したく存じます。

(1) 新株予約権の総数ならびに目的である株式の種類および数

新株予約権の総数は2,000個を上限とする。

（新株予約権1個あたりの目的となる株式数は100株。ただし、下記に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

新株予約権の目的である株式の種類および数は当社普通株式20万株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割（または併合）の比率

(2) 新株予約権行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

平成34年10月1日から平成35年3月31日まで

(4) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(5) 新株予約権の行使の条件

- ① 行使期間の開始日において、対象者が当社の代表取締役の地位にあることを要する。但し、新株予約権の交付日から行使期間開始日までの間継続して当社の代表取締役の地位にあることは要しない。
- ② 対象者が行使期間の開始日までに、新株予約権の発行にかかる払込金額の全額の支払い（報酬請求権との相殺による）を完了していることを要する。
- ③ 平成34年6月期における当社の連結経常利益が18億円以上であることを

要する。(平成34年6月期より以前の決算期の業績は問わない。)

- ④ 行使期間の開始日以後において対象者が死亡した場合対象者の相続人において新株予約権の行使ができる。
- ⑤ その他の行使条件については当社取締役会の決議により定める。

(6) 新株予約権の主な取得条項

- ① 当社が消滅会社になる合併契約書が当社株主総会で承認されたとき、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案が当社株主総会で承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認されたときは、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
- ② 対象者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、あるいは新株予約権を放棄した場合は、当社は無償で当該新株予約権を取得することができる。
- ③ 第(5)号により行使できなかつた新株予約権がある場合には、当社はこれを無償で取得することができる。
- ④ その他の取得条項については当社取締役会の決議により定める。

(7) 新株予約権のその他の内容

上記(1)から(6)にかかる細目及び新株予約権のその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

(8) 新株予約権の割当日

新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以 上